

22生産第2621号  
平成22年7月23日

地方農政局生産経営流通部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長  
北海道農政部長

殿

農林水産省生産局農業生産支援課長

### 熱中症に対する指導の徹底について

本年は梅雨明け以降、全国的に気温が高い状況が続いており、農作業中に熱中症により死亡する事故が続いています。

気象庁の週間天気予報等によると、今後とも全国的に平年並か平年より高い日が多く、平年よりかなり高い所もある見込みとなっており、今後も農作業中の熱中症に気を付ける必要があります。

このため、ほ場や施設内での農作業中の熱中症による事故を防止するため、「農作業安全のための指針（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）」に基づき、暑熱環境下での作業について、特に下記事項に留意の上、改めて指導されるよう貴管下都道府県農政主幹部長あてに通知願います。

### 記

#### 暑熱環境への対応

夏場等の暑熱環境下での作業は、熱中症（熱射病、熱けいれん、熱まひ）を生じる恐れがあるので、次の事項に注意すること。

ア 日中の気温の高い時間帯を外して作業を行うとともに、休憩をこまめにとり、作業時間を短くする等作業時間の工夫を行うこと。水分をこまめに摂取し、汗で失われた水分を十分に補給すること。

気温が著しく高くなりやすいハウス等の施設内での作業中については、特に気を付けること。

イ 帽子の着用や、汗を発散しやすい服装をすること。

作業場所には日よけを設ける等できるだけ日陰で作業するように努めること。

ウ 屋内では遮光や断熱材の施工等により、作業施設内の温度が著しく上がらないようにするとともに、風通しをよくし、室内の換気に努めること。

作業施設内に熱源がある場合には、熱源と作業者との間隔を空けるか断熱材で隔離し、加熱された空気は屋外に排気すること。

